

各部（局・室）長 様

総務部長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について（4月9日以降）

令和3年2月13日に施行された新型コロナウイルス対策の改正特別措置法では「まん延防止等重点措置」が新設され、感染再拡大を受け4月1日に全国で初めて宮城、大阪、兵庫の3府県に「まん延防止等重点措置」が適用されました。

令和3年3月8日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について（3月8日以降一部変更）」を周知したところですが、三重県において新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」ver. 10が発出されたことに伴い、下記のとおり変更しますので、施設職員、現業職員、会計年度任用職員などを含む全職員に対して周知徹底してください。

記

1. 職員の出張（一部変更）

現在の感染状況を踏まえ、まん延防止等重点措置の対象区域とされた、宮城県（仙台市）、大阪府（大阪市）、兵庫県（神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市）及び名古屋市・京都市・首都圏1都3県など飲食店等への営業時間の短縮要請が行われているエリアへの不要不急の出張を控えること。（今後、まん延防止等重点措置の対象区域が追加された場合も同様とする。以下同じ。）

その他の地域への出張は、出張先の感染状況や出張先の地域の方針等を確認し、慎重に検討したうえで、出張する場合は常時マスクを着用し、手指消毒等の感染防止対策を講じ「新しい生活様式」を心掛けて行動すること。

2. 会議・研修等の開催（一部変更）

会議、研修等については、4月9日付「新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベントの開催基準について」の「1. 基本的な考え方」に準じ、「2. 開催する場合の感染防止対策」を講じた上で開催を可能としているが、可能な限りオンライン会議等のツールを活用すること。

また、参加者においてお互いの適切な距離を取ること（ソーシャルディスタンス）を前提に参加人数を考慮すること。

参加者に対しては事前の検温と、参加中は常時マスクを着用するよう求めること。

なお、会議室については引き続き会議終了後に使用した職員が、机、椅子、ドアノブ等を消毒すること。（消毒薬は各会議室に備えてあるので、消毒実施後は会議室貸出簿に消毒実施済の記録をすること。）

3. 来客者等対応の工夫（一部変更）

窓口対応は、可能な限り直接来庁せず手続きが行える手段を検討すること。

打ち合わせや挨拶など県外からのアポイントについては、可能な限りオンライン会議等のツールや電話・メール対応などを利用し接触の機会を減らすこと。また、取材など外部との接触は可能な限り避け、やむを得ず接触する場合はオンライン又は短時間とするよう工夫すること。

なお、打ち合わせ人数は必要最小限度とすること。

また、まん延防止等重点措置の対象区域及び飲食店等への営業時間の短縮要請が行われているエリアからの市長面談希望については可能な限り時期を見合わせるよう検討すること。

4. 職員の検温の徹底と体調不良時の報告（継続）

職員は出勤前に必ず検温し、所属長は朝礼等で職員の体調等状況を確認すること。

風邪症状・発熱などの体調不良がある場合については「職員感染対応フロー」を確認のうえ、必要に応じ直ちに所属長に連絡すること。

5. 感染症対策（継続）

公務・公務外を問わず引き続き、手洗い、手指消毒、咳エチケット、マスク着用など感染症対策を講じること。なお、現場等から帰庁する際には必ず手洗い又は手指消毒を行うこと。

正規の勤務時間中のマスクの着用は定着していると思われるが、公用車を降りて庁舎を移動中など、ソーシャルディスタンスが保たれている場合であっても、市民から誤解を受けることのないよう少なくとも敷地内では飲食等の場合を除き、マスク着用を徹底すること。

6. 施設内の消毒（継続）

カウンター、ドアノブなど不特定多数の人が触れる場所については、引き続き、こまめに消毒薬等により除菌すること。なお、本庁舎内におけるドアノブ、階段手すり、エレベーター、トイレ、自動販売機等の消毒は管財契約課で行い、福利厚生室は総務課で行うが、本庁舎以外の施設及び本庁舎の各フロアのカウンターについては、当番制などにより確実に各所属において実施すること。

また、各階のリフレッシュルームやコピー機や電話機などの共用機器は各階で使用する職員で行うこと。

7. 昼食時の注意事項（継続）

飲食の場面における感染リスクが非常に高いため、本庁舎の福利厚生室は、時差昼食と座席を半減させることとしているが、本庁舎のリフレッシュルームなどのほか、本庁舎以外の施設においても、時差昼食や座席を半減させるなどの工夫を行うこと。

なお、昼食中は極力会話せず、会話する場合はマスクを着用すること。

8. 施設内の換気（継続）

各施設において、窓の開放等により換気（30分に1回以上数分間程度窓を全開又は窓を常時少し開ける。）を行うこと。なお、本庁舎においては、階段等の共有スペースは管財契約課で行うので、執務室は各所属で対応すること。

換気については各フロアの部課長は当番制等により換気を行う職員を明確にすること。

9. 職員の休暇中の心がけ（一部変更）

まん延防止等重点措置の対象区域及び飲食店等への営業時間の短縮要請が行われているエリアへの外出は控え、その他（県外）の地域への外出については、外出先の感染状況や外出先の地域の方針等を確認し、慎重に検討したうえで、外出する場合は本人だけでなく行動をともにする人含め、マスクの常時着用や手指消毒等を行い、外出先では人との接触を極力避けるなど感染防止対策を徹底すること。

県内であっても多数の人が集まる場所への外出は避け、親族間の集まりにおいてもマスクの着用・人との距離の確保・大声を出さない・飲酒は控えるなど感染防止対策を徹底すること。

また、県内、県外を問わず移動については、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」「常時マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の感染症防止対策を講じるとともに、新しい生活様式を心がけた行動をすること。

休日や業務後の多人数（５人以上）、長時間での会食や飲み会は避け、会食等を行う場合にあつては、少人数、短時間による会食等を行うなど工夫するとともに間隔を空けてテーブル・座席を配置するなど感染防止策が講じられている飲食店等を利用すること。

特に歓送迎会や新歓コンパなど多人数や長時間におよぶ飲食といった場面は、感染のリスクが高まるので参加を避けること。

食事以外、特に会話を楽しむ際にはマスクを着用し、大声や至近距離での会話、歌唱をしないよう心がけること。

また、会食等を行う場合には、以下の「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に留意すること。

- （１）飲酒をするのであれば①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。
- （２）箸やコップは使い回さず一人ひとりで。
- （３）座席の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける。）
- （４）会話するときはマスク着用。
- （５）換気が適切になされているなどの工夫をしているガイドラインを遵守したお店で。
- （６）少しでも体調が悪い人は参加しない。

１０．在宅勤務、時差出勤の活用（継続）

１２月１６日付「新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務について」で周知したとおり、職場での感染拡大の防止を図ることを目的に、「志摩市新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務実施要綱」を定めたので、職員が感染した際の出勤制限を想定しつつ、積極的に活用すること。あわせて時間外勤務縮減の観点も含め、時差出勤制度も活用すること。

※_____は３月８日周知文書からの変更点

事務担当

総務課 人事研修係

内線：２５１２ ２５１４